

18世紀後半のフランスにおける賭け認識の変化—賭けからみる「文明化」の功罪

0) フランス語のle jeu ≡ game, playing, gamblingを含む

「18cフランスのJeuはイギリスのgamblingと同義」(E.BELMAS, 2006)

I) 3つの視点-①賭け・宝くじ実践

どんな賭け?

・ さいころ、カードゲーム・・・賭けるのは金銭、奢侈品、日用品、店の勘定・・・

どこで?

◆ 賭け...17c 中葉～18c 3+1タイプの賭けの場

① 宮廷(1679年禁止)や貴族の邸宅など

② 大市(1729年禁止)、カフェ、居酒屋、ビリヤード場など盛り場・・・許可制

営業時間、種類(実力勝負ゲーム)、賭金の上限、客数・客(女性、子ども、聖職者は禁止)の制限

③ 違法賭博場(ランクはさまざま)

+

④ 認可賭博場(摂政期、ルイ15世治世に開始、以後増加)

◆ 宝くじ...ルイ14世治世から慈善目的の宝くじ定期開催(1721年～1枚20ソル)

・ 1661年には安価な非合法宝くじ(5ソル)も

賭けブームの背景

* 重苦しいキリスト教道徳から解放された“明るい18世紀”

* 18cの経済発展(悪天候による凶作・飢饉・伝染病の減少、好調な植民地貿易、流通貨幣の増加...)

* 賭けに対する王権、教会の寛容さ、あるいは推進

I)-②教会・王権(規制と利用→積極利用)

全面禁止ではなく、規制と利用

◆ 教会...遊戯の二面性(現世での慰み、知性の発達⇔過度は禁物)

① 容認される賭け=実力勝負のゲーム/賭け(Ex.チェス:知的娯楽)

② 禁じられる賭け=運試しの賭け(Ex.サイコロ賭博:賭け金目当て=欲望の追求)

◆ 王権も①容認(認可賭博場で許可)と②の徹底取締りの二重規格

1629年(ルイ13世) 部分的賭け容認の王令

・ ②は禁止 ・ 弱者保護(女性、未成年の禁止) ・ 賭けの借金は無効

・ 公益目的という大義(救貧院運営費、捨て子救済、軍事学校設立...)



「規制」以上に「利用」の比重高まる特にルイ15、16世治世…事実上の賭け宝くじの推進

- ・ 認可賭博場の急増→②用の賭博場も（1759-74パリ警視總監 G. カルティエ時代に加速）
- ・ フランス王立宝くじ協会創設（1776年）→経営の効率化／ハリスク・パリタークじ導入
- ・ 慈善目的宝くじの収益によって潤う教会も賭け容認に傾く。

I)-③知識層のディススクール(寛容→断罪)

◆ 1685-1715年に賭け言説増加。擁護論さかん…王権・教会の賭け「利用」を正当化

賭け議論の神学論争からの解放：賭け＝生活水準の向上を求める理性的行為

富の再分配をうながし、現存する不平等の是正に貢献

⇒賭け＝理性的人間の自由意志にもとづく対等で公正な契約(≒商業活動)との解釈成立



◆ 1750, 60年代～…賭け＝社会的害悪

啓蒙思想家：他者の利益を損なうことで、私欲を満たす行い

他者を騙し、出し抜く技を競う遊戯（ミラボー侯爵『人間の友』1756）

「公的な盗み」…王権批判（L=Sメルシエ『タブロー・ド・パリ』）

+無名知識層による道徳書での賭け批判

賭けのもたらす不幸（盗み、破産、家庭崩壊、家出、狂乱、自殺、社会崩壊…）

II) おわりに…人間の欲望と「文明化」

* 18cフランスにおける「文明化」認識＝作法に則ったふるまい

未開人は森で孤立 ⇒ 文明人は穏やかなふるまいで他者と交際。

ことばで意思疎通、法にもとづく共同体を形成し、社会を発展。

文明化＝共同体の平和的運営＝公的空間からの暴力排除、法（ことば）の支配の確立



？その際の弊害が欲望：これをどう対処するか？

◆ 賭け擁護論…欲望が文明化（相互依存関係の強化・社会発展）を促進

日々増大する欲望を満たすため、契約（ことば・法）に基づく欲望の追求を制度化

◆ 18c後半における賭け批判論…欲望の追求による文明化批判

貪欲蔓延、私欲を満たすための手段が巧妙化、狡猾な者ほど富む社会

契約に基づきさえすれば「公正な取引」ではない。

→Ex.賭け≒決闘（両者の契約に基づき、名誉心を満たすため傷つけ合う）

⇒ 「社会」維持のためには個々人の嗜好、関心も監視対象（個人の問題から社会問題へ）

一人の王によって治められた「王国」とは異なる「社会」という共同体の発見

欲望が社会発展の原動力（私欲の公益への昇華）という幻想への批判